

幡多租税債権管理機構は設立10年目を迎えました

「税を考える週間」の  
**不動産合同公売会**

～高知県内4会場で、地方税滞納により差押した不動産を売却します～

**税金は納期限内に納めましょう!!**

11/14：南国市 11/15：安芸市 11/16：須崎市 11/17：四万十市

**【四万十市会場】** ※四万十市会場以外の開催情報は、高知県税務課ホームページ中の「不動産合同公売会のお知らせ」をご確認ください。  
 <高知県税務課ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110501/>>

|           |  |      |             |
|-----------|--|------|-------------|
| 公売方法      | 期日入札   |      |             |
| 公売期日      | 平成29年11月17日(金)   | 受付時間 | 13:30～13:50 |
|           |  | 入札開始 | 14:00       |
| 入札会場      | 高知県幡多総合庁舎 3階大会議室(四万十市中村山手通19)<br>※会場駐車場が限られています。あらかじめご了承ください。  |      |             |
| 公売物件      | 詳しくは、黒潮町役場本庁税務課・佐賀支所地域住民課・JA高知はた大方支所・佐賀支所に備え付けのチラシをご覧ください。また、租税債権管理機構ホームページ <a href="http://www.hata-e.co.jp/hata_sozei/index.html">http://www.hata-e.co.jp/hata_sozei/index.html</a> の「公売情報」をご確認ください。 |      |             |
| 公売保証金納付期限 | 平成29年11月17日(金)14:00まで ※現金に限る   |      |             |
| 買受代金納付期限  | 平成29年11月24日(金)14:30まで  |      |             |
| 公売参加に必要な物 | ◆ 身分を証明するもの(公の機関が発行した顔写真付きのもの:免許証、パスポート等)<br>◆ 印鑑(認印で可) ◆ 買受適格証明書(農地該当の物件に入札する方のみ)<br>◆ 委任状(代理人が入札手続きを行う方のみ)   |      |             |
| 現地案内      | 平成29年10月6日(金)～18日(水) ※土日・祝日を除く<br>※物件の下見をしたい方は、物件ごとの執行機関までご連絡ください。   |      |             |

**[注意事項]**

- ①公売物件は、全て滞納処分による差押物件です。
- ②地積は、登記簿上に記載された面積であり、実測した値と異なる場合があります。
- ③各物件について、状況によって公売が中止になる場合があります。
- ④農地に該当する物件に入札する方は、農業委員会等が交付する「買受適格証明書」が必要です。  
 ※買受適格証明書の交付申請は、毎月の受付期間が決まっています。また、申請受付から証明書の交付まで、ある程度の時間がかかります。詳しくは、公売物件が所在する市町村の農業委員会にお問い合わせください。
- ⑤隣地との境界確定、使用者または占有者に対する明渡し要求、物件内の動産に係る強制執行などは、買受人が行うことになります。
- ⑥危険負担は、買受代金を納付した時点で買受人に移転します。その後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、買受人が行うことになります。
- ⑦公売保証金は、入札会場にて受付時にお預かりします。
- ⑧最高価申込者決定後の入札辞退はできません。
- ⑨買受代金は、必ず納付期限までに一括で納付してください。
- ⑩納付期限までに買受代金の納付が確認できない場合は、公売保証金は没収となります。
- ⑪公売保証金は、落札できなかった場合、返還します。
- ⑫公売財産のうち、消費税及び地方消費税の課税財産の見積価額は、すべて内税価額です。公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
- ⑬落札後、納付していただく買受代金は、落札価格から公売保証金を控除した金額となります。

執行機関

高知県幡多県税事務所

納税担当

☎0880-35-5972

幡多広域市町村圏事務組合

租税債権管理機構

☎0880-34-1301